

大項目	再発防止策一覧		対策内容	進捗	計画立案中	計画立案済	着手中	実施済	実施時期 青：新たに設定/ 前倒し実施
	[通し番号]	当初 完了見込		※2018年3月報告からの進捗・変更点は赤字で表記  ：3月報告からの進捗					
1 完成検査ラインの構成及びオペレーションの修正	[1] 予備印の廃棄、完成検査印の管理強化	実施済	・予備印の廃棄 ・監督者による完成検査印の一括管理・施錠保管 ・完成検査印の使用状況を記録	・実施済、完成検査印の管理に関する基準書を作成した ・同基準に基づき運用					2017年10月
	[2] 完成検査実施場所の区画化、セキュリティゲート設置、警備員による立入制限、完成検査員の識別化	実施済	・完成検査実施場所を物理的に遮断：囲いの設置、床面を色分け ・完成検査員以外の立ち入りを制限：セキュリティゲートの設置、警備員による入出場管理 ・完成検査項目ではない工程も含め、完成検査ラインの全ての工程を完成検査員が検査 ・完成検査員の識別化：専用作業帽の着用、作業員の写真・資格・検査内容を現場掲示 ・ピジターの立入制限・識別化：事前登録と赤いベスト着用を義務付け ・訓練生の立入禁止：完成検査員養成の技能訓練は全て追浜に作った専用ラインで実施	・生産再開に当たり実施済 ・区画状態及びその立ち入りに関する基準を制定し運用					2017年10月
	[3] 顔認証による完成検査工程入出場管理の実施	FY17末	セキュリティ改善のため、顔認証による入出場管理システムの導入（顔認証システム）	・2月末迄に各工場での稼働を開始、日車九州は検査ラインレイアウト変更工事後の5月より稼働を開始、各工場での安定稼働を確認済					2018年3月
	[4] 検査員負担軽減等を目的とした最適な完成検査ラインの設計・導入	-	・完成検査員を識別し、履歴管理ができる新技術の導入を検討する ・IT技術の活用で検査工程・検査員・検査方法等がデータ化され、完成検査を規格に準じて実施されたかをリアルタイムに把握可能とし、トレーサビリティの充実により問題特定を容易とする ・生体認証ログインや画面ガイダンス等の検査作業支援の導入も含めたトレーサビリティシステムの構築を目指す	・2018年4月にシステムの基本設計を完了、5月から実機検証中 ・タブレット端末を活用し、生体認証ログイン・端末上のガイダンスによる作業支援・音声による検査結果入力等が行えるようになる ・実機検証結果を踏まえてシステムの最終仕様を決め、7月以降にパイロット工場に設置して生産車種の適合確認を開始予定					2019年3月 (パイロット工場でのトライアル)
2 完成検査員の任命基準の見直し・教育基準の強化	[5] 任命前検査員による完成検査実施不可を明文化	実施済	「任命されていない検査員は完成検査の実施は出来ない」旨、完成検査員任命・教育基準書に明記	実施済					2017年10月
	[6] 完成検査員の任命条件を追浜訓練ラインでの訓練終了とし、任命後の習熟レベルをILUで管理	2017年12月より	・完成検査員の任命は追浜訓練ラインでの訓練終了を条件とする ・任命された検査員の習熟レベルはILUで管理	・実施済、関連する基準書を整備した ・同基準に基づき運用					2017年12月
	[7] 教育内容・期間・試験方法を、資格別に厳密かつ運用しやすい内容に改善	2018年9月末	・教育内容やその期間等について、完成検査員の資格別に（テスター検査、最終検査、排出ガス検査、車両試験）他社の内容も精査した上で、より厳密に運用しやすい内容に改善する ・他社ベンチマークを元に、当社における運営上のメリット・デメリットを現場の声も踏まえて検討し、最適な教育プログラムを策定する	・他社教育の精査及び現場の声を踏まえ、教育内容を3月に改善した ・座学教育は自動車の構造・性能教育に必要な内容に焦点を当てた改訂を行い、完成検査に係る基準書に基づく実務的な留意事項・行動規範等を追加し、より効果的に重要事項に係る知識を高めることができるようになった ・実技教育はグループの人数削減で一人当りの習熟時間を増やし、不具合を体感するカリキュラム追加して、内容の充実を図った ・5月から見直し後の教育で任命教育を開始した					2018年3月
	[8] 過去の教育・試験の瑕疵対策：完成検査員に対し5時間の再教育・理解度テストの実施	実施済	完成検査員全員に対し、5時間の再教育を行い、理解度テストで80点以上（100点満点中）を取るまで繰り返し受験させた	生産再開に当たり実施済					2017年10月
	[9] 完成検査員に対する知識教育の実施	2018年9月末	・2017年10月時点で資格を有する完成検査員を対象に、知識を充実させる教育を実施 ・他社ベンチマークや現場の声等を踏まえて見直した教育プログラムを以て教育を実施	[7]で見直した自動車の構造・性能の教育に基づき、対象者の知識教育を5月から開始、9月に完了予定					2018年9月
	[10] 任命における試験の公正性を確保し、基準書に織り込む	FY17末	試験の厳格な実施のため、完成検査員の所属部以外の第三者の立ち会いを必須とし、立ち会いの記録を残す	・実施済、基準書に反映済 ・同基準に基づき運用					2017年11月
3 完成検査員人員管理の改善	[11] 工場別資格保有者の人員マップ（分類）管理の導入	実施済	資格保有者の現在の配置や特性（年齢による体力的負担、有期雇用の離職リスク等）を把握し、工場別に正確にマッピング（分類）管理することで、完成検査員要員計画の充実を実現する	実施済、生産再開に当たり人員マップを作成					2017年10月
	[12] 正しい標準作業書に基づく検査時間と時間当たり生産台数による所要人員の正確な把握	2017年末	生産台数の増減に対応した所要人員を正確に把握するため、 ・検査時間と時間当たりの生産台数（JPH）から所要人員を正確に算出 ・検査時間は現状作業確認により整備した、検査規格に準じた、工程別標準作業書に基づく	・標準作業書に基づく検査時間とJPHから所要人員を正確に算出した ・標準作業書に基づく作業観察等で検証した結果を原単位基準及び所要人員算出関連基準に反映済					2017年12月
	[13] 年度生産計画に基づく要員計画、要員育成計画の策定、育成計画の予算化	2017年末	・台数の上振れリスクも加味した年度の生産計画に基づき、完成検査員の要員計画を策定 ・年度要員計画に沿った完成検査員の育成計画を策定する ・育成計画等の所要人員は各工場長承認の下、年度予算に織り込み	・人員マップに基づき育成計画と採用計画を策定済 ・2018年度予算に計上済					2017年12月
	[14] 完成検査員人員管理の全ての改善を織り込んだ「完成検査員人員管理に関する基準書」の策定	実施済	人員マップ管理、JPHに運動した所要人員の算出、年度要員計画、年度育成計画、予算化等、上述の人員管理に関する改善をまとめた基準書を新たに策定する	・基準書を策定し、12月より運用を開始した ・円滑な運用には改善の余地があり、人員マップ活用プロセス改善に取り組み中、改善プロセスは2018年3月から運用開始予定					2017年12月
	[15] 完成検査員の資格を有する期間従業員57名の正規従業員化促進	2017年末	完成検査員の資格を有する期間従業員57名（2017年11月当時）に対し、正規従業員への転換を促進する	・現在までに、19名を正規従業員として採用した ・今後も継続して正規採用に向けた調整を進める					2018年1月から 順次採用
	[16] 完成検査員を新たに107名育成し、85名の増員達成に向けた取り組み	FY17末	・今年度中に107名を新たに完成検査員として育成する ・離職リスクを加味し、85名の増員を達成する (完成検査ラインに従事する有資格者は2017年9月で346名、2017年度末に431名を見込む)	・各工場所要人員計画の見直しに伴い、2017年度の育成計画は124名に増加、124名の育成は計画通りに完了した ・2017年度は111名の増員を達成し、完成検査ラインに従事する有資格者は2018年3月末に457名となった、同年5月末時点では462名となっている ・2018年度は隣接ラインに拡大配置し、現在の生産計画では、これらラインの有資格従事者は2019年6月迄に855名を見込む ・増員計画は生産計画等に応じ、今後も定期的に見直しを行っていく					2018年3月

大項目	再発防止策一覧		対策内容	進捗	中 計 画 立 案	中 計 画 立 案 済 手 続	実 施 済	実施時期 青：新たに設定/ 前倒し実施
	[通し番号]		当初 完了見込	※2018年3月報告からの進捗・変更点は赤字で表記 ■：3月報告からの進捗				
4 完成検査の運用・管理の改善	[17]	完成検査工程を届出内容と一致させる	実施済	国土交通省届出内容と異なる完成検査工程は全て届出通りに戻し、検査規格・完成検査票・標準作業書の整合性を取った	生産再開に当たり実施済			2017年10月
	[18]	工場長を管理責任者とした、完成検査における生涯管理運用プロセスの策定・導入	FY17末	工場・本社管理者層の管理下に置くべく、工場長を生涯管理責任者とした、車両の新規設計から廃止に至るまでの完成検査における生涯管理運用プロセスの策定・導入	・生涯管理責任者として各工場長を任命済 ・生涯管理に関する基準書を策定済、同基準に基づき運用			2018年1月
	[19]	工程設計は生涯管理責任者の下、現場の完成検査員も参画して行い、トライアルの実施を義務付ける － 新型車に限らず全ての仕様変更を管理対象とする	FY17末	・生涯管理責任者の管理の下、完成検査工程の工程設計を行う ・実情に即した作業性・効率性を踏まえるべく、工程設計には現場の完成検査員を参画させる ・工程の社内承認に当たっては、試作車でのトライアルを必須条件とする ・新型車に限らず、マイナーチェンジを含む車両仕様変更等、工程変更を伴うものを全て管理対象とする	・生涯管理基準書に織り込み、運用開始 ・実際に業務を行う担当者の意見を反映し、2018年3月に基準書を改訂済 ・上記基準は型式指定自動車における全ての仕様変更に適用される ・監査で標準作業書の誤記が指摘され、総点検の結果、一部検査項目で検査規格との整合確認漏れの為、標準作業書等の誤りが21件発覚した ・整合確認のルールを見直し、基準書を改訂した、当面は第三者によるダブルチェックで確認漏れを防ぐと共に自動処理等のツール改良を検討する			2018年3月
	[20]	工程変更に関する届出内容はTCSXの確認を義務付け	FY17末	完成検査工程の変更に伴う国土交通省への届出内容は、TCSXによる確認を義務付ける	変更届に関する基準書を改訂済、同基準に基づき運用			2017年12月
	[21]	直当たり2回の作業観察・週1回のTCSX及び外部機関による監査の実施	FY17末	完成検査工程が届出通りの状態に保たれていることを観察する基準書の策定	作業観察の基準書を策定済、同基準に基づき運用			2017年11月
	[22]		FY17末	当面の措置として、現場の作業観察をシフト毎に2回実施	・10月から実施済			2017年10月
	[23]		FY17末	現場の作業観察に加え、トータルカスタマーサティスファクション本部(以下“TCSX”)及び外部監査機関による監査を週1回実施	・11月から実施済 ・作業観察・監査の指摘件数は徐々に低下 ・TCSX監査は2018年2月から監査結果に応じて頻度を見直し、外部機関監査は2018年度より四半期毎へと頻度を見直す			2017年11月
	[24]	自主モニタリングの基準策定	17年11月末 計画立案	維持管理を円滑に行うため、完成検査工程が基準通り運用されているか工場品質保証部が適切な頻度と実施者を定めてモニターしていく（自主モニタリング）	・各工場品質保証部においてトライアルを行い、2018年3月末に自主モニタリングの実施要領を定めた ・5月時点で60項目につき、項目毎の規定頻度に従いモニタリングを実施 ・検出項目は随時対策を実施すると共に、工場間及び本社と共有しており、6月から検出項目と対策の一元管理を開始した ・自主モニタリングにより、現場で問題を認識・意識する傾向が表れてきており、問題の未然防止や自主改善につながるよう活動を推進する			2018年3月
5 完成検査に関する理解を正すための方策	[25]	「完成検査に関する法令・基準書に対する教育」の再構築	FY17末	・「完成検査に関する法令・基準書に対する教育」の教材を作成、具体的にはビデオとe-Learning（ネットワークを経由した学習）を準備 ・日産行動規範と内部通報制度の仕組み、監査における心構え等を確実に織り込む	教材のビデオ及びe-Learningの整備完了			2018年2月
	[26]	完成検査員を含む品質保証業務全従業員を対象とした教育の実施及び理解度試験の実施	FY17末	・完成検査員を含む品質保証業務全従業員に対し「完成検査に関する法令・基準書に対する教育」を実施し、理解度試験で合格点に達するまで補習教育を継続受講させる ・生産再開前に全完成検査員に対し、完成検査に関する法令・基準書教育を実施済	完成検査員以外の全品質保証業務従事者に対する教育を3月に実施済			2018年3月
	[27]	車両工場全従業員を対象とした完成検査制度の重要性周知徹底	FY17末	・車両工場全従業員を対象とした「完成検査に関する法令・基準書に対する教育」の実施 ・生産再開前に工場品質保証課員・工場全職制に対し、完成検査に関する法令・基準書教育を実施済	車両工場全従業員に対する教育を3月に実施済			2018年3月
	[28]	全社関連管理職・全役員を対象とした教育の実施	FY17末	全社関連管理職・全役員が対象の「完成検査に関する法令・基準書に対する教育」の実施	全役員・関連管理職に対する教育を3月に実施済 ※[26]~[28]の教育は継続して年一回実施			2018年3月
	[29]	監査時に法務室・コンプライアンス室が立ち会う	直ちに実施	国土交通省による監査時において、適切な受監対応を確認するため、当社法務室もしくはコンプライアンス室が立ち会うこととする	実施済			2017年11月
6 ユーザー目線に立ったもの造り	[30]	全完成検査員を対象としたCS-Mind教育の実施	FY17末	全完成検査員を対象としたCS-Mind教育（Customer Satisfaction: お客様満足度）を実施し、研修を通してお客様相談室に寄せられたお客様の声を直接聞き、考えることで、お客様目線での業務を再認識できる活動を推進する	完成検査全員がCS-Mind教育の履修を2月末迄に完了			2018年2月
7 監査の改善	[31]	三層構造の監査体制の構築	FY17末 体制導入	・完成検査工程を監督するためのベストプラクティスとして外部監査機関より提唱された「3層構造の監査・モニタリング体制」を整備 ・各工場品質保証部、TCSX及び内部監査室の完成検査に関する各監査役割を基本コンセプトとして定義し、各層でのモニタリング・監査活動の整合性を確保	体制整備済			2018年1月
	[32]	網羅性・一貫性を担保した監査手続の導入と完成検査関連法令遵守徹底		【第2層: TCSX】・監査対象、現場観察手法及び監査報告書発行保管要領を標準化する ・日本向け車両の全製造工場に対し第2層としての抜き打ち監査を週1回の頻度で実施	・「TCSX完成検査工程監査実施要領」を10月に発行 ・抜き打ち監査は11月から実施済			2017年11月
	[33]	監査計画に基づいた継続的監査の実施		【第2層】 ・「新車時監査」「維持管理監査」等に分類し計画的かつ継続的に完成検査工程の監査を実施 ・経営会議への監査結果月次報告、また指摘事項の再発防止及び水平展開状況を確認する	・監査結果の月次報告を12月より開始し、また監査実施要領を1月に改訂し標準化した ・部門内に分散していた監査機能を集約、強化し、2018年度よりTCSX品質監査室として明確に位置付ける ・第2層監査が[19]の標準作業書等の誤りを発見するに至った			2018年1月
	[34]	監査評価手続と方法の明確な定義		【第3層: 内部監査室】 監査体制に応じた各監査手続/手法を策定する	・監査手続・手法を文書化した内部監査手続の基準書を発行した ・同基準に基づく内部監査室による監査を4月より実施			2018年3月

大項目	再発防止策一覧 [通し番号]	当初 完了見込	対策内容	進捗 ※2018年3月報告からの進捗・変更点は赤字で表記 ：3月報告からの進捗	中 計 画 立 案	中 計 画 立 案 済 手 続	実 施	実施時期 青：新たに設定/ 前倒し実施
7 監査の改善 (続き)	[35] 正確性や網羅性、監査対象の信頼性を判断するための監査手続の導入		【第3層】工場に保管されている証拠書類の正確性・網羅性・信頼性を確認する評価手続の検討	証拠書類の正確性・網羅性・信頼性を確認する評価手続を基準書に規定した				2018年3月
	[36] リスクに基づいた監査の実施		【第3層】リスクに基づいた監査を実施するため、3層合同でのリスク評価の実施	リスク評価を行い、監査の優先度・実施部署・実施項目を決定した				2018年3月
	[37] 監査発見事項に係る根本原因分析の実施		【第3層】監査発見事項に関わる十分な根本原因を分析する手法の確立	・根本原因を分析する手法を基準書に規定した ・発見された重要事項は内部監査室主体で分析し、所管部署と協議する				2018年3月
	[38] 監査文書の保管・保存		【第3層】監査関連文書の保存すべきものを明確にし、ルールに従い一定期間（5年間）保管	11月にルールを決定済				2017年11月
	[39] 事前通知なしでの監査実施		【第3層】維持管理状態のモニタリング監査は抜き打ちで実施	第3層は2018年4月以降に不定期の抜き打ち監査を2回実施済				2018年4月
	[40] 三層構造の監査体制の整合確認		【第3層】各層代表者による定期的なミーティングを開催し、各層のリスク情報や監査計画の整合を図る	1月から3層の代表者による定期的なミーティングを開催した				2018年1月
8 現場と管理者層の距離を縮めるための施策	[41] CCOと各工場完成検査係長の定期的な会議の実施	実施済	・CCOと各工場の完成検査担当係長全員との定期的な打ち合わせを当面継続する ・現場の実状を把握する有効な手段と認められ、現場が悩んでいることについて経営層が直接把握し、また、現場の監督者にも経営の思いをダイレクトに伝える場として活用する	実施済				2017年10月
	[42] CCO・生産担当副社長と係長会・工長会代表者との意見交換会の継続	実施済	・CCO及び生産担当副社長と係長会・工長会の代表者との意見交換会を年に一度開催 ・経営層と現場監督者層との直接のコミュニケーションの場として、開催頻度を上げて継続する	実施済				2017年10月
	[43] 工場に関わる経営の重要な意思決定への係長層の参画を可能とするプロセスの策定	2018年末	工場に関わる経営の重要な決定事項、特に以下の意思決定に係長層を参画させるプロセスを策定する ・工場別生産計画台数及び、一定以上の台数増減計画 ・配置転換を含む工場の人員調整 ・完成検査員任命・教育プロセスを含む基準書策定及び改訂	・人員調整は所要人員、必要な資格・技能レベル、育成期間等の現場実態の反映方法を規定し、5か月先までの生産計画と人員過不足調整を係長参画の下で回していく新プロセスを4月より開始した ・現場からはプロセスが明確になり、人員調整会議で過不足の議論ができるようになったとの声が聞かれるようになった ・生産計画策定及び基準書策定・改訂については、現状把握を重点的に取り組み、課題の明確化と対策を検討中				2018年12月
	[44] 日本全工場を統括する常務執行役員を配置	FY17末	工場管理・運営の本社での可視化を目的として日本全工場を統括する常務執行役員を配置 ・再発防止対策の工場サイドの実行統括責任者として、対策の実行度合いをCCOにレポート ・各工場が果たすべき目標を設定し、達成責任者として生産担当副社長にレポート	2017年12月に新任常務執行役員が着任				2017年12月
	[45] 日本工場統括担当常務執行役員による工場運営健全度モニターの実施	FY18 1Q	新設常務執行役員の下、下記を各工場のマネジメントから独立して定期的に計測し、工場運営の健全度をモニターする ①生産オペレーションのKPI及び目標と達成度 ②目標に対する現場での実行計画とその妥当性 ③人員調整含むリソースの予算・実績管理	・日本工場統括担当常務の下、日本生産事業部を4月に設立、左記①～③について、モニター及び工場との月次の振返りを6月より順次開始した ・①②は従来の指標(QCT等)に加え、労働環境や業務の困りごと等の現場の声への対応状況を測る指標・目標・達成方策を設定した ・③は完成検査員の人員・予算・実績に加え、採用計画を作成した				2018年6月
9 組織の強化	[46] 品質保証課長の体制強化	2018年1月	品質保証課長を1名増員して2名体制とし、増員の1名は係長から登用する	1/1付で各工場の生産体制に応じ、品質保証課長の増員を行った、増員の1名は係長から登用した				2018年1月
	[47] 品質保証係長の体制強化	2018年1月	品質保証係長を1名増員して2名体制とする	1/1付で各工場の生産体制に応じ、品質保証係長の増員を行った				2018年1月
10 対策の実施及び進捗フォロー体制について	[48] CCOを対策実施総責任者に、各関連役員が担当・統括する体制を構築	実施済	・再発防止策の実施総責任者をCCOとする ・完成検査のオペレーション、運用、人員体制、任命・教育等に関する課題は、生産担当副社長と品質担当副社長が統括し、課題毎に部長クラスが率いるチームを編成して実行に当たる ・工場横断課題改善方策の各工場への展開・実施は、日本工場統括常務執行役員が担当 ・内部監査、遵法意識改善、現場との距離、内部統制に関する改善実施は、CEOオフィス専務執行役員が担当	実施済				2017年11月
	[49] 経営会議への月次報告	FY17 12月～	CCOより経営会議に対策進捗状況を毎月報告	2017年12月から実施済				2017年12月～
	[50] 内部統制委員会での定例報告事項化	次回報告 織込	・経営層が完成検査制度の実態を認識するために、CEOが議長を務める内部統制委員会への定例報告事項と定める ・完成検査の法令遵守状況、内部監査結果、内部通報報告事案、教育の実施状況等が報告されるようになる	2017年12月の内部統制委員会から実施済				2017年12月～
	[51] 国土交通省への進捗報告	報告完了後	3か月毎に国土交通省に対し対策進捗報告を実施	2018年3月に1回目の進捗報告を実施済				2018年3月9日
	[52] 従業員サーベイで対策の効果・定着を測定	次回サーベイ	毎年実施している従業員サーベイに、「法令遵守」「現場との壁」に関連した設問を追加し、対策の効果や定着を測定する	・新規にコンプライアンス及び社内コミュニケーションに関連する質問項目を各々3問及び1問追加し、2018年3月に全従業員を対象としたサーベイを実施済 ・当社全体と特定の比較群(地域別等)の集計結果の差異等を検討し、測定の基準を定めた上で、改善活動の効果を継続的に測定していく				2018年3月
	[53] 新中期経営計画の基盤の一つに「コンプライアンス・法令遵守」を位置付け	即時検討	「コンプライアンス・法令遵守」を中期経営計画の基盤の一つと位置付け、KPI(主要業績指標)を設定し、その達成進捗を経営会議でモニターしていく	・2017年度からスタートした中期経営計画の事業基盤の一つとして「日産ウェイの進化/強化－CFT、V-upを管理ツールの基盤とし、高いレベルの倫理、透明性、コンプライアンスを確保」を明記 ・2018年5月にCFT活動を2チーム立上げ、各々で日産ウェイの強化及びCFT・V-upの改善を2018年度上期末を目処に検討中 ・現場を含む各職場で個々の施策実行に取り組むチームを追加し、実行予定				2019年3月

大項目	再発防止策一覧		対策内容	進捗	計画立案中	計画立案済/着手中	実施済み	実施時期 青：新たに設定/ 前倒し実施
	[通し番号]	当初 完了見込		※2018年3月報告からの進捗・変更点は赤字で表記 ：3月報告からの進捗				
11 追加対策 【2017年11月以降に追加】	[54] 権限基準ルールの整備	-	・工場が関わる経営の重要な決定事項に現場の実情を正確に織り込むための意思決定手順のルールを策定 ・当社では権限基準表 (DOA) でルールを管理しており、この中に必要なルールを制定していく	・工場と本社機能をつなぐオペレーションプロセス、ルールの整備を開始、2018年12月迄に整備完了予定 ・現場の実情を反映すべき重要な経営上の意識決定事項を精査中				2018年12月
	[55] APWの整備	-	法令遵守の考え方をAPW (アライアンス生産方式) の重要な構成要素に位置付ける	・APWの改訂内容を決定済 ・APWブックレット、教育資料等を発行し、8月から順次配布していく				2018年3月
	[56] 工場における職場環境改善	-	・日本工場統括担当常務執行役員の下、工場の職場環境の改善に取り組む ・トイレ、社員食堂、作業場空調、現場詰所等において従業員が気持ち良く集中して働ける、より整った生活及び作業環境を提供するための改善策につき、実施計画を策定する	・今後数年に亘り、工場における全従業員の職場環境を改善していく計画を策定済 ・個別具体的な施策は、経営会議の承認を経て、順次実行予定				2018年4月
	[57] 法令遵守状況の確認	-	・各部署・職場による法令遵守状況の自主点検を実施してきた ・各部署単位で全ての関連法令を網羅的に理解するのは困難、且つ、関連法令や注意すべき点が必ずしも明確ではなく、問題を全て検知するには限界があるとわかってきた ・業務に関する全ての法令につき、最新の法令に基づき、注意・確認すべき点を専門家の監修も踏まえて整備し、その内容に従って各部署・職場における自主点検を計画している	・当社業務の関連法令は多岐に亘るため、優先順位を定めて段階的に実行予定 ・2018年7月末迄に実行計画を策定				2018年7月 (計画策定)
	[58] 風化防止の取り組み	-	・上記57件の対策は実施した状態を維持し、随時改善を行っていく ・これに加え、本事案を忘れないための社内コミュニケーションによる取り組みを検討する ・例えば、一年が経過した時期に対策の実施状況を振り返り・考える機会を提供、啓発用ポスター等の作成・掲示、コンプライアンスや各種改善の取り組みを共有、等 ・現場と意見交換をしながら、具体的な活動計画を策定する	2018年9月末迄に実施計画を策定				2018年9月 (計画策定)